

電気通信サービスの販売代理店は 総務大臣への届出が必要になります！

「電気通信事業法」が改正され、電気通信事業における利用者利益の保護を図るため、利用者に最も身近な窓口である販売代理店を対象とした届出制度が導入されることとなりました。

届出が必要な者

- 電気通信事業者等から委託を受けて携帯電話サービス、光ファイバ(FTTH)インターネットサービス等の電気通信役務の提供に関する契約の締結の媒介等の業務を行おうとする者は届出が必要です。

【届出が必要な者の具体例】

- ① 携帯電話サービス等のいわゆるキャリアショップを運営する者
- ② FTTHインターネットサービス等の電話勧誘を行う者
- ③ 携帯電話サービス、FTTHインターネットサービス等の勧誘や契約手続を行う家電量販店
- ④ CATVインターネットサービス等の訪問販売を行う者

届出手続

- 必要事項を記載した届出書本体と、登記事項証明書又は住民票の写し、返信用封筒(定型封筒92円切手貼付)の3点をセットにして、管轄の総合通信局等(裏面)に郵送又は持参により提出してください。



説明書面への届出番号の記載義務

- 総務省は、届出書の記入内容に不備がなければ届出番号を記載した届出受付通知書を届出者に送付します。
- 令和2年4月1日以降、販売代理店は届出番号を説明書面に記載する義務を負うことが予定されていますので、ご注意ください。

届出 受付 期間

- 既存の販売代理店については、受付開始日から3ヶ月以内に届出を行うことが必要です。
- 届出書の受付開始日は、令和元年10月初旬から11月中旬を予定しており、決まり次第、届出書の様式とあわせて総務省のホームページ等でお知らせします。

注 期限までに届け出なかった場合は罰則(6月以下の懲役又は50万円以下の罰金)が科されることがあります。

届出書の提出先

届出書の提出先は、届出者の本店所在地(個人であれば住所)を管轄する総合通信局等の担当課です。届出手続や届出の要否に関する問合せも、管轄の総合通信局の担当課に行ってください。

総合通信局等	担当課	連絡先 (電話番号)	所在地	管轄区域
北海道総合通信局	電気通信事業課	011-709-2311 (内線4705)	〒060-8795 札幌市北区北8条西2丁目1-1 札幌第1合同庁舎	北海道
東北総合通信局	電気通信事業課	022-221-0630	〒980-8795 宮城県仙台市青葉区本町三丁目2-23 仙台第2合同庁舎内(12F~15F)	青森県、岩手県、宮城県、 秋田県、山形県、福島県
関東総合通信局	電気通信事業課	03-6238-1677	〒102-8795 東京都千代田区九段南1丁目2番1号 九段第3合同庁舎	茨城県、栃木県、群馬県、 埼玉県、千葉県、東京都、 神奈川県、山梨県
信越総合通信局	電気通信事業課	026-234-9951	〒380-8795 長野市旭町1108 長野第一合同庁舎	新潟県、長野県
北陸総合通信局	電気通信事業課	076-233-4422	〒920-8795 石川県金沢市広坂2-2-60 金沢広坂合同庁舎	富山県、石川県、福井県
東海総合通信局	電気通信事業課	052-971-3416	〒461-8795 名古屋市中区白壁1-15-1 名古屋合同庁舎第3号館	岐阜県、静岡県、愛知県、 三重県
近畿総合通信局	電気通信事業課	06-6942-8518	〒540-8795 大阪府中央区大手前1丁目5番44号 大阪合同庁舎1号館	滋賀県、京都府、大阪府、 兵庫県、奈良県、和歌山県
中国総合通信局	電気通信事業課	082-222-3377	〒730-8795 広島市中区東白島町19-36	鳥取県、島根県、岡山県、 広島県、山口県
四国総合通信局	電気通信事業課	089-936-5042	〒790-8795 松山市味酒町2丁目14-4	徳島県、香川県、愛媛県、 高知県
九州総合通信局	電気通信事業課	096-326-7953	〒860-8795 熊本県熊本市西区春日2丁目10番1号	福岡県、佐賀県、長崎県、 熊本県、大分県、宮崎県、 鹿児島県
沖縄総合通信事務所	情報通信課	098-865-2302	〒900-8795 沖縄県那覇市旭町1-9 カフーナ旭橋 B街区 5階	沖縄県

➤ 届出を行う際は、その手続等をまとめた「媒介等業務受託者届出マニュアル(暫定版)」をご確認ください。

【媒介等業務受託者届出マニュアル公表ページ(URL)】

http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/d_syohi/shohi.htm